

高年齢者就業支援事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

高年齢者就業支援事業委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高年齢者就業支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 事業内容 (60 点)
- (2) 実施体制 (30 点)
- (3) 実績 (5 点)
- (4) 見積額 (5 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時 令和7年4月 15 日から 22 日頃を予定
- (2) 場所 高知県庁周辺の会議室を予定
- (3) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1者 20 分、参加人数は2人までとします。
 - ② プレゼンテーションの開始時刻は別途お知らせします。
 - ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、随意契約の相手方となる候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、事業内容の点数が高い者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、各審査委員の採点の合計が総合得点の6割未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

高年齢者就業支援事業委託業務公募型プロポーザル審査基準

項 目		審 査 の ポ イ ン ト	配点
1 事業内容 (60点)	事業目的の理解	・事業の趣旨を理解するとともに、現状と課題を正確に把握したうえで、本業務の実施方針が設定されているか。 ・高年齢者の就労を支援する必要性を認識しているか。	20
	①就業支援セミナー 合同企業説明会	・高年齢者のニーズを的確に把握したうえで、セミナーや説明会に参加したいと思わせる工夫があるか。 ・高年齢者が意欲を持って参加でき、就業に向けて効果的な取組となっているか。 ・参加者の就職状況を把握するための工夫等がなされているか。	30
	②広報業務	・高年齢者への広報に対する考え方とその方法が適切であるか。	10
2 実施体制 (30点)	①組織体制	・事業実施にあたり、組織体制(事業責任者、運営体制、緊急時の対応)や自社のバックアップ体制など、安定した運営を行うことが期待できるか。 ・事業目的を遂行する資格又は能力を有するものを配置できるか。	15
	②県が推進する施策への取組	次のいずれかに該当するか。 ①「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けている ②「くるみん、えるぼし」に関する認証を受けている ③障害者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当する (a) 法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用率を超えて障害者を雇用している (b) 法定雇用率制度の適用はないが、障害者雇用率に算入される障害者を常労働者として雇用している ④環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証を受けている (a) ISO14001 (b) エコアクション21 ⑤「こうちSDGs推進企業」に登録している ⑥「パートナーシップ構築宣言」を宣言・公表している	5
	③業務スケジュール	・具体的かつ明確な内容で、効果的に実施できるスケジュールとなっているか。	5
	④関係機関との連携	・ハローワークとの連携の必要性を理解しているか。 ・関係機関との連携について工夫があるか。	5
3 実績 (5点)	同種業務の実績	・過去の実績からみて、確実にサービスが提供できるか。 ・その他類似業務で目立った実績があるか。	5
4 見積額 (5点)	経費見積	・積算内訳や単価等は妥当であり、提案された業務内容との整合性が図られているか。 ・経費は見積限度額内の金額であるか。	5
総合点数			100